

人権ふれあいだより

竹原市人権センター

☎ 22-7736

＜ 2024年（令和6年）12月5日 発行

ハンセン病問題について考えよう（NO.4）

講演内容の要旨（No2）をお知らせします。ハンセン病問題について理解を深め人権が尊重される社会の実現に向けて生かしていただくことをお願いします。（演題）「人権が尊重される社会のために」

～ハンセン病問題から学ぶ～

（講師）長島愛生園歴史館 学芸課長 田村朋久さん

◎国の政策

- ・1873年ノルウエーのハンセンさんが菌を発見。感染症であることが判明
当時の政府は、対策を講じなかった。経済的に厳しく家で面倒をみてもらえない患者さんは、家族に差別が及ぶため家を出て神社やお寺で物乞いをしたり、諸国を放浪するなど、社会から排除された生活を余儀なくされた。
- ・1907年「癩予防に関する件」制定 放浪患者の隔離に関する法律
- ・1931年「癩予防法」として全ての患者の隔離へ強化された。
ハンセン病患者は、国の恥、国辱と考えられるようになった。
- ・無らい県運動・各県競って患者をゼロにしようというキャンペーンを行った。
スローガンが祖国浄化、患者を汚いものとし、多くの患者が隔離された。
- ・1947年 プロミン治療開始 治りやすい病気とされた。
- ・1953年「らい予防法」改正
プロミン治療開始により、治癒した方が社会に出られると思っていたが、法に「隔離」の言葉が残った。法律がなくなる1996年まで43年間放置された。
- ・1996年「らい予防法」廃止 厚生大臣が「陳謝」
- ・2001年「国の隔離政策は、憲法違反」の判決 国が謝罪

◎社会の現状

患者が隔離により、地域にいないため、一見して偏見や差別はなくなったように見える。一方で多くの市民は誤解と偏見を持ったまま無関心になっている。

◎ハンセン病の後遺症がある障がい者の今の課題

社会復帰がなかなかすすまない。理由は後遺症を伴う高齢化と社会から62年間遠ざかった。さらに優生手術により直系の家族もいないため、家族との絆は絶たれた。

◎私たちの教訓

- ・ハンセン病について正しく理解し、誤解や偏見を解き差別をなくす。
- ・様々な人権の課題について、関心の輪を広げ、自身の課題として考える。
- ・様々な立場の人々をお互いに認め合い、人権が尊重された社会を実現する。
- ・病気と共に生きていくことができる社会を実現する。

◎ねがい

愛生園の入居者をかわいそうと同情する人が多いが、同情してほしいと思っている人は一人もない。きびしい状況乗り越えて強く生きてこられた。苦勞された分、優しい人が多い。ぜひ機会があれば接してほしい。

主な活動・園での過酷な労働、生活の改善のために自治組織を作り要求活動
邑久長島大橋（人間回復の橋）17年間要望し続けて実現
「らい予防法」廃止の要請活動
ハーモニカ楽団の全国公演、短歌・詩（詩集発行）絵画・写真・陶芸・ゲートボール（全国大会優勝）等

思いやりで 温かい心 広げよう
2023（令和5年） 人権標語入選作品 小学校4年生

12月4日～10日 人権週間です

1948年12月10日第3回国際連合総会において、第2次世界大戦の反省に基づき、あらゆる差別を撤廃し、人権を確立することが恒久平和を実現する確実な道であることを明らかにした「世界人権宣言」が採択されました。国際連合は、12月10日を「人権デー」と定め、国内では、12月4日～10日までの1週間を「人権週間」とし、人権尊重の普及・高揚に努めています。現在、インターネット上の人権侵害、いじめや子ども虐待、外国人、性的マイノリティの人々、同和地区の人々に対する差別等、様々な人権侵害が存在しています。これらの解決のためには、私たち一人ひとりが人権尊重の重要性を改めて認識し、他の人々の人権に配慮した行動をとることが大切です。

【人権豆知識コーナー】

法務省の人権啓発活動強調事項、17項目の(5)を紹介します

(5)部落問題(同和問題)を解消しよう

部落問題(同和問題)については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

おめでとうございます

グラウンドゴルフ教室

11月7日の結果

【むなこしグラウンド】

第1位 大木 秀夫さん

第2位 保手浜君夫さん

第3位 上岡 昭徳さん

困ったときは、一人で悩まないで 相談してください

☆人権相談

差別・いじめ・いやがらせ等

・竹原市人権センター ☎22-7736

(月～金 午前8時30分～午後5時15分)

・人権擁護委員による相談

毎月第3水曜日 午前9時～12時

竹原市人権センター(予約不要)

☆DV相談

・竹原市DV専門相談窓口

竹原市人権センター内 ☎22-7748

(月～金 午前8時30分～午後5時15分)

緊急の場合は110番へ

12月行事・教室の予定

☆グラウンドゴルフ教室	5日(むなこしグラウンド)	午前	9時00分～
☆着付け教室	9日・23日	午後	1時00分～
☆パソコン教室	3日・10日・24日	午後	7時30分～
☆カラオケ教室	毎週木曜日	午後	1時30分～
☆はんこクラブ	毎週金曜日	午後	1時30分～